

広島市規則第 4 7 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則（昭和 6 0 年広島市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 4 9 条中「第 1 0 2 条から第 1 0 4 条まで」を「第 1 0 3 条、第 1 0 4 条」に改める。

第 4 9 条の 2 の表第 1 0 2 条の項を削る。

第 5 5 条の 2 の表第 2 1 条の項中

会計管理者	下水道局経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）	を削り、
-------	----------------------------	------

同表第 2 2 条の項を削り、同表第 3 0 条の項中「経営企画課長」を「下水道局経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）」に改める。

第 5 7 条第 2 項中「固定資産」を「有形固定資産又は無形固定資産」に改める。

別表第 3 の表下水道局の項中

「

管理課長	庶務係長
------	------

」を

「

管理課長	庶務・使用料係長
------	----------

」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。